

じてんしゃ あぶ うんてん
自転車の 危ない 運転を やめてもらうための

じてんしゃ うんてん しょうしゅうせいど
自転車運転者講習制度

ぼうがいうんてん ついか れいわ ねん がつ にち
妨害運転が追加されました(令和2年6月30日)

じてんしゃ あぶ うんてん ねん かいじょう く かえ ひと
自転車の 「危ない運転」を 3年で2回以上 繰り返した 人は、
じてんしゃ うんてん しょうしゅうせいど う
自転車運転者講習を 受けなければなりません！

こうしゅう じかん じかん ばら かね えん
●講習の時間:3時間 ●払うお金:6,000円

めいれい こうしゅう う
※命令を きかないで 講習を 受けなかったら
まんえん い か ばっきん ばら
5万円以下の 罰金を 払わなければなりません

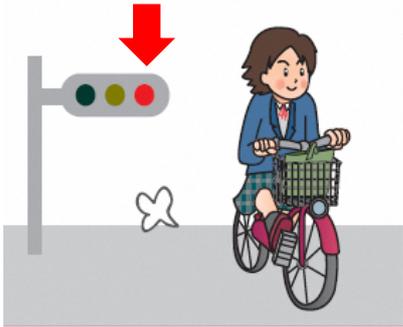


あぶ うんてん
「危ない運転」とは こんなもの(①~⑮)

しんごう ひょうしき ひょうじ むし まも うんてん
信号や 標識・標示を 無視した(守らない) 運転は ダメ！

1 しんごう むし
信号無視

しんごう あか
信号が 赤のときは、必ず
とまってください。



2 つうこうきんしどうろ ばしょ つうこう
通行禁止道路(場所)通行

じてんしゃ ばし どうろ ばしょ
自転車が 走ってはいけない 道路や 場所の
ひょうしき
標識が あるところは、走ってはいけません。



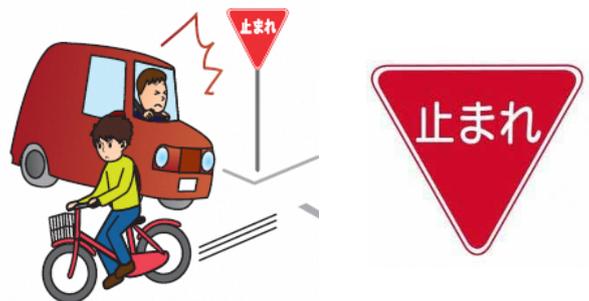
3 だんふみきり たちい
しゃ断踏切への立入り

ふみきり し けいほう おと
踏切が閉まっているとき、警報(音)が
鳴っているときは、踏切に 入っては
いけません。



4 いちじていしいはん
一時停止違反

と ひょうしき
「止まれ」の 標識が ある ところでは、一回 止まって、
ひだり みぎ あんぜん かくにん い
左と 右の 安全を 確認してから 行ってください。



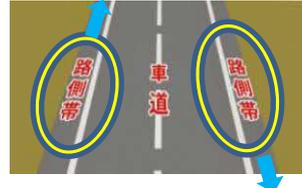
あるひとあぶおも うんてん ため
歩いている人が危ないと思う運転はダメ!

5 ほどうつこう しゃどう みぎがわつこう
歩道通行や車道の右側通行など



しゃどう くるま みち ほど うんてん みち
車道(車の道)と歩道(人の道)が
べつべつ どうか ほど うんてん みち
別々の「道路」では、歩道(人の道)を
はし しゃどう くるま みち
走ってはいけません。車道(車の道)
のみぎがわ とお
の右側も通ってはいけません。

6 ろそくたい ほうこうしゃぼうがい
路側帯での歩行者妨害



ろそくたい しゃどう しろ せん
「路側帯(車道の白い線
そとがわ ある
の外側)」では、歩いて
ひと しゃま
いる人の邪魔をして
はいけません。

7 ほど うんてん ほうこうしゃぼうがい
歩道での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほど うんてん ひと
自転車が走ってもいい「歩道(人の
みち しゃどうがわ はし
道)」では、車道側をゆっくり走
ってください。歩いている人の邪魔に
ある ひと しゃま
なるときは、止まってください。

8 ほうこうしゃようどうろ ほうこうしゃぼうがい
歩行者用道路での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほう
自転車が走ってもいい「歩
こうしゃようどうろ ある ひと
行者用道路(歩く人のための
どうろ ある ひと
道路)」では、歩いている人の
しゃま
邪魔をしてはいけません。

こうさてん あぶ うんてん ため
交差点の危ない運転はダメ!

9 さほうしゃゆうせんぼうがいゆうせんだうろつこうしゃぼうがい
左方車優先妨害優先道路通行車妨害など



しんごう こうさてん はい
信号がない交差点に入ると
ひだり くるま ひろ
き、左から来る車や、広い
どうろ はし くるま しゃま
道路を走っている車の邪魔
をしてはいけません。

10 うせつじ ちやくしんしゃ させつしゃ つうこうぼうがい
右折時の直進車や左折車への通行妨害



こうさてん みぎ ま
交差点で右へ曲がると
き、まっすぐ行く車や左
ま くるま しゃま
へ曲がる車の邪魔をし
てはいけません。

11 かんじょうこうさてんつうこうしゃぼうがい
環状交差点通行車妨害

かんじょうこうさてん しんごう まる こうさてん はい かなら
環状交差点(信号がない丸い交差点)に入るとき、必ずゆっくり走って、環状交差点を走っている車の邪魔をしてはいけません。

あぶ じょうたい うんてん ため
危ない状態の運転はダメ!

12 さけよ うんてん
酒酔い運転

さけ の じてんしゃ
お酒を飲んで自転車を
うんてん
運転してはいけません。



13 せいどうそうちふりょうじてんしゃ うんてん
制動装置不良自転車の運転



じてんしゃ
ブレーキがない自転車や、
こわ じてんしゃ
ブレーキが壊れている自転車
の
に乗ってはいけません。

14 あんぜんうんてんぎ むいはん
安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキの使い方がよくなかったり、安全を確認しないで、ほかの人がけがをするようなスピードと乗り方で自転車を運転してはいけません。
※ 傘を差して運転したり、スマホを使いながら運転して事故をしたときも、安全運転義務違反になることがあります。



ほか くるま しゃま うんてん ため
他の車を邪魔する運転はダメ!



15 ぼうがいうんてん
妨害運転

ほか くるま つうこう しゃま もくてき しゃたい なら はし くるま ちか
他の車の通行を邪魔する目的で、車体を並んで走る車に近づけたり、進路変更をしたり、
ひつよう きゆう
必要のない急ブレーキをかけたりにしてはいけません。

